

令和5年度益田市予算編成方針

国の令和5年度予算の概算要求に当たっては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、コロナ禍からの回復が依然として脆弱である中で、社会課題の解決と経済成長を同時に実現させるため、「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ（新規事業）への投資」、「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」が新しい資本主義に向けた重点投資分野として掲げられるなどしており、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）とあわせ、これらの基本方針に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することが示されたところである。

本市においても、国等の予算要求内容及び地方財政計画等の動向を十分注視し、2年半以上にわたり続いている、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、地方公共団体が取り組むべき事項の重点化を進めるとともに、令和3年3月に策定した「第6次益田市総合振興計画」に基づく各施策や、デジタルトランスフォーメーション（DX）、ポストコロナへの対応などに対する取組を積極的に推進していく必要がある。

また、高齢化の進行や子育て支援等に対応するための社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化対策、さらにはウクライナ情勢等によるエネルギーや原材料価格の高騰などの様々な課題に直面しており、財政状況は厳しさを増すことが予想される。

このような状況を打開し、財政の健全性を確保する観点からも、全ての事業において、その必要性、有効性、費用対効果について、改めて精査、検証を行う必要がある。また、市債の発行に当たっては後年度の財政負担が過大とならないよう、引き続き慎重に運用を行うとともに、今後生じるあらゆる対策や多発する自然災害への備えとして、財政調整基金等の基金残高の確保に努め、新たな課題にも対応しながら持続可能な市政運営を行っていくことに、全職員が一丸となって取り組まなければならない。

以上のことを前提に、下記事項に基づき令和5年度予算編成を進めるものとする。

1 基本方針

- (1) 政策的事業については、「第6次益田市総合振興計画」において定めた、まちの将来像「ひとが育ち 輝くまち 益田」や、「益田市版SDGs」の達成と今ある

資源を活かしながら人・環境・経済・社会の好循環を図ることを意識し、横断目標「社会変化に対応できる持続可能なまち」と7つの基本目標に基づいた、中長期的な視点での各事業の優先順位の見極めを行うこと。あわせて政策的事業であっても、予算査定の対象であることを念頭に、事業の実施に必要な経費の十分な精査を行った上で予算要求すること。

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）への対応や、ポストコロナに向けた各施策の推進も踏まえ、職員の創意工夫による実効性に富んだ施策を展開し、財政運営のさらなる健全化に取り組むこと。

- (2) 主体的事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する施策はもとより、社会情勢の変化を的確に捉え、新たな視点で大胆な事業の見直しや再構築を行うとともに、高度化・複雑化する行政課題に対して、最小の経費で最大の効果を上げるため、「歳入に見合った歳出」を念頭に、限られた財源を効率的に活用すること。

また、財政状況も踏まえつつ、先送りのできない喫緊の課題など真に必要な施策への対応に向けて、既存事業のスクラップや令和3年度決算の状況及び令和4年度予算の執行状況等に基づいた所要額の厳密な見積もりを行うなど、全庁的な事務事業の精査により経費節減の徹底を図り『令和5年度予算要求基準額』を前提として予算要求すること。

2 歳入の確保

(1) 市税等の確保

税等の収入による財源を確保するため、社会経済情勢の変化、税制改正の動向、市民所得の状況と課税客体の的確な把握による適正な課税に努めるとともに、公平負担の原則から引き続き市税・国民健康保険税等の収納率の向上に向けて取り組むこと。

(2) 国県補助金等の活用

国県補助金等においては、制度改正や補助率・補助基準の変更、一般財源化等、国や県の動向に十分留意し、複数の省庁等における補助金などの活用に向けた、複合的な視点からの事業の組立ても含め、活用可能な補助金等を確実に把握するとともに、要望活動等を通じ積極的な確保に努めること。

また、国や県の補助金等の見直しや、削減等により補助率どおりに内示が見込めな

い状況もあることから、関係機関に対して積極的に働きかけるとともに、実際に想定される交付率を考慮して的確な額を反映させること。なお、補助金等の終了や補助率の変更などがあった場合は、事業の終了や、縮小についても検討を行うこと。

(3) その他歳入の確保

使用料・手数料においては、内容に応じた適正な受益者負担や、公平化の観点から算定基準の見直し等十分な検討を行うこと。

市債においても、適債事業の検証や充当率等を十分確認の上、見積もりを行うこと。

また、事業の実施に当たっては、担当課における財源の確保が必要不可欠であるということを基本とし、公有財産の積極的な売却・貸付による有効活用や、有料広告収入の確保、ふるさとづくり寄附金受納に向けた一層の推進など、多様な手法の活用による新たな財源確保に向けた取組を行うこと。

3 歳出の抑制

(1) 投資的経費の抑制

① 普通建設事業の増大に伴う市債発行は、後年度の財政運営を圧迫することに鑑み、事業実施に当たっては事業の優先度、必要性を十分に検証の上、資材の高騰、需給の状況などを踏まえた、仕様、工法の精査等により、コスト削減に努めるとともに、将来的な施設等のニーズ変化にも柔軟に対応し得る整備計画に基づき、後年度の公債費計上を踏まえた実施を図ること。

② 施設の改修・修繕等については、ランニングコストなどの後年度負担を含め、投資額に見合う市民サービスの充実が図られるか、代替手段により対応可能ななど、様々な視点で効果を十分検証し、安全面等で法令に適合させるための施設改修以外については必要最小限の積算とするとともに、「益田市公共施設等総合管理計画（改訂版）」に基づき、既存施設等の活用による廃止・休止や、民間活力の活用などについても十分な検討を行い、後年度の維持管理経費の抑制を図ること。

(2) 経常的経費等の抑制

① デジタル化の推進やグリーン社会の実現に向けた対策も必要となることから、すべての施策・事務事業について根本に立ち返り事業の存廃も含め徹底した点検・見直しを行うとともに、既存事業の実施方法などを再度検証すること。

- ② 会計年度任用職員については、従事させる事務の必要性、効率性等を十分検討し、必要最小限の人数・期間となるよう、現在の任用人数等の見直しを行うこと。
- ③ 扶助費については、毎年度決算において多額の不用額や国県支出金返還金が発生している状況であるため、国や県の動向を把握し、安易に伸び率等を使用するのではなく見積額の十分な精査を行うとともに、事業の必要性や規模、基準の妥当性等を再度検証し、抑制に努めること。
- ④ 事業委託については、必要性や費用対効果等を十分精査・検証し、経費の縮減に努めること。
- ⑤ 維持管理等については、点検、修繕を計画的に行うとともに、経費の節減や事業内容の見直しにより、トータル費用の縮減に努めること。
- ⑥ 補助費等については、引き続き補助率、限度額、終期設定等の検討を行うなど、内容や経費の精査を行うこと。
- ⑦ 特別会計については、事業の一層の効率化及び自主財源の確保を図ることにより、経営の健全化に努め、一般会計からの繰出しを最大限抑制すること。
- ⑧ 一部事務組合負担金については、他の構成団体と連携し、組合財政の健全性の確保に努める中で、縮減に向けての検討要請を行うこと。
- ⑨ 光熱水費については、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響による高騰を考慮し、令和4年度当初予算における額に100分の30を乗じた額を予算要求基準額においてすでに加算しているが、十分な精査の上、経費の縮減に努めること。

4 その他

(1) 事業の繰越について

予算要求に向けては、当初において適正な計画を設定することによって、事業量やスケジュール等を十分精査し、繰越事業を抑制すること。

(2) 会計年度任用職員について

会計年度任用職員の予算要求については、人数及び業務時間、事業内容等を精査し、任用に当たっては決裁において必ず人事課の合議を受けること。

なお、予算要求については人事課合議後の所要額とするが、要求額については査定の対象とする。

(3) 予算案の概要等の公表

市民への説明責任、財政運営の透明性確保の観点から、ホームページ等で予算案の概要等を公表するとともに、引き続き市民にわかりやすい財政状況の広報に努めること。

(4) 予算要求基準等について

予算要求基準の区分は《別表 1》、予算要求基準額は《別表 2》、今後の予算編成スケジュールについては《別表 3》のとおりとし、予算要求に際しては、必ず部局内で調整を行い要求額の抑制に努めること。

(5) 予算要求における各部局の取組方針について

予算要求に当たっては、部局全体としての主要な事業、取組方針を明確にするために、《別表 4》の「令和 5 年度当初予算にかかる主要事業・取組方針等」を各部局ごとに提出すること。

◆ 予算要求基準の区分

区 分		経 費 の 内 容
要求基準対象経費	主体的経費	<p>要求基準額内で主体的に行う経費</p> <p>① 各部局等に配分する一般財源により行う経費</p> <p>② 自らが積算する特定財源により行う経費</p> <p>※ 義務的経費、政策的経費、災害復旧費以外の経費</p> <p>※ 対象とする経費は別途に指示</p>
要求基準対象外経費	義務的経費	<p>人件費、扶助費、公債費等の義務的経費</p> <p>① 特別職及び一般職に係る人件費 (会計年度任用職員含む)</p> <p>② 扶助費 (国庫負担等を伴うものなど)</p> <p>③ 特別会計への繰出金</p> <p>④ 広域組合への負担金</p> <p>⑤ 公債費 (公債費に準ずるものを含む)</p> <p>⑥ 債務負担行為に係る経費</p> <p>⑦ 主要事業調査で義務的な経費とされたもの など</p>
	政策的経費	<p>重点施策、喫緊課題等に対応する経費</p> <p>① 重点施策への取組 (第6次益田市総合振興計画、喫緊施策など) に係る経費</p> <p>※ 対象とする経費は別途に指示</p>

令和5年度予算要求基準額

(単位：千円)

部 署	一般財源要求基準額	備 考
政策企画局	464,200	
総務部	182,900	
福祉環境部	663,800	
産業経済部	304,800	
建設部	214,800	
消防本部	28,500	
教育委員会	905,100	
総 計	2,764,100	

※ 議会事務局、出納室、農業委員会、選挙管理委員会、監査・公平委員会については、主要事業調査に基づいた所要額とするが、要求額については査定の対象とする。

令和5年度当初予算編成スケジュール（予定）

日 程	内 容
10月 下旬	○ 予算編成方針の決定
10月28日（金）	○ 予算編成方針の庁内説明会 予算編成方針について、部課等へ説明
11月21日（月）	○ 当初予算要求書提出期限 予算編成方針（予算要求基準）に基づき、各課から要求書等を財政課へ提出
11月25日（金） ～12月14日（水）	○ 財政課ヒアリング 各課等からの要求書等の提出を踏まえ、要求内容について財政課によるヒアリングを実施
12月 中旬～	○ 総務部長、財政課長査定 各課等からの要求内容ヒアリング結果を踏まえて査定を実施
1月 上旬	○ 査定結果内容を各部局へ通知 総務部長、財政課長査定の結果を各部局へ通知し内容の確認を依頼
1月 上旬～	○ 副市長査定 総務部長、財政課長査定の結果を踏まえて査定を実施
1月 中旬～	○ 市長査定（当初予算案決定） 副市長査定の結果を踏まえて査定を実施 （各部局通知後の対応協議含む）
2月 中旬	○ 当初予算案の概要等について公表（ホームページ）
2月 下旬	○ 令和5年度当初予算（案）を議会へ提出

令和5年度当初予算にかかる主要事業・取組方針等
(●●部・局)

※ 令和5年度当初予算要求にかかる、部局全体としての、主要な事業、取組方針、「スクラップの考え方とスクラップ事業」
(何を令和5年度のメインに据えて、どう部局の施策を推進していくのか。また、スクラップ実施の考え方とスクラップを実施した事業等を記載してください。)

<主要事業>

<取組方針>

<スクラップの考え方とスクラップ事業>